

【高槻本部】 〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 14-13 丸西ビル 4F TEL 072-686-5131 FAX 072-686-5090

【大阪事務所】 〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-4-17 千代田第一ビル 7F TEL 06-6654-6805 FAX 06-6654-7020

【京都事務所】 〒600-8095 京都市下京区東洞院通綾小路下ル扇酒屋町 289 番地デ・リードビル 304 号

TEL 075-354-8455 FAX 075-354-8466

E-mail info@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>

今月号のテーマ

- ・ グループ法人税制（森）
- ・ ガンブラーにご注意！（桑原）
- ・ 健康保険料・介護保険料の料率が変わります（本多）



グループ法人税制（森）

平成 22 年税制改正では、グループ法人に対する税制が大きく変更される予定です。
今回はその中でもグループ間の取引に関してお伝えします。

平成 22 年 10 月 1 日以降の取引について、下記事項が適用されます。

① **グループ法人間での資産移転**

100%グループ内の法人間で、簿価 1,000 万円以上の固定資産等(※)を売買した場合、売却益や売却損を税金の計算上は利益や損失に入れないこととなります。

例えば、簿価 1 億円（時価 4,000 万円）の土地をグループ会社に売却した場合、現在は 6,000 万円の売却損が出ます。

改正後は、売却損の 6,000 万円については、税金の計算上、経費になりません。

今まで節税手法として一般的であった、含み損のある資産を売却して損を出すという手法が取れなくなりま

※簿価 1,000 万円以上の建物などの固定資産、土地、有価証券、金銭債権、繰延資産

② **グループ法人間での寄付金**

100%グループ内の法人間で寄付をした場合、支払法人では全額が損金不算入になり、受取法人では全額が益金不算入になります。

含み損のある資産をお持ちの法人や、繰越欠損金が多額にある会社は弊社までご相談下さい。

いよいよ確定申告期限間近です。銀行振込で納付をされる方、**所得税の納付は3月15日（月）、消費税の納付は3月31日（水）までです。**納付期限を過ぎますと延滞税がかかってきますので、お忘れにならないよう、よろしくお願い致します。

また、振替納税をご利用される場合は、**振替日は所得税4月22日（水）、消費税4月27日（火）**です。振替納税は簡単な手続きで、ご指定の口座から引き落としとなります。銀行に並ぶ手間も省け、振替日も4月下旬と遅いので、その間有意義な資金活用ができます。まだ振替納税にされておられない方は、イースリーパートナーズまでご相談ください。

ガンブラーにご注意！（桑原）

ガンブラーという言葉が最近よく耳にします。これは、「ホームページを改ざんしたり、そのホームページを閲覧した人のパソコンにウイルスを感染させたりする攻撃手法のこと」です。多くの方が利用する大企業の公式ホームページの中にも改ざんされているページがあり、昨年末から被害が急速に拡大しています。

改ざんされたホームページを閲覧すると、皆様のパソコンがウイルスに感染する可能性があります。ウイルスに感染すると、ホームページをお持ちの場合、ホームページの更新に必要なアカウントとパスワードが盗まれ、皆様ご自身のホームページが改ざんされ、その中にウイルスを埋め込まれる恐れがあります。その場合、皆様のホームページを閲覧した方がウイルスに感染し、皆様がウイルス感染の加害者になってしまいます。

また、改ざんされたホームページは、閲覧者のクレジットカード番号やメールアドレスを入力するよう誘導するページに作りかえられる場合もあります。元のページそっくりに作りかえられているため、閲覧者は自分のクレジットカード番号が不正取得されることに全く気が付きません。

セキュリティ意識が低いと感じる方は、今すぐに下記の対策ができていないか確認してください。

- ・ Adobe Reader、Acrobat、Flash Player を最新版に更新する
- ・ OS やソフトウェアを最新版に更新する
- ・ ウイルス対策ソフトの定義ファイルを更新する
- ・ ホームページのパスワードを変更する

ウイルス対策を怠っていれば、私は加害者ではなく被害者だ！という言い訳は通用しません。

健康保険料・介護保険料の料率が変わります（本多）

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の健康保険料率が平成 22 年 3 月分から改定されます。毎年見直しが行われる保険料率ですが、今回は大幅引上げで労使ともに大きな負担増になります。

都道府県別の保険料率は協会けんぽのホームページよりダウンロードできますが、主な保険料率は下記の通りです。（労使折半）

	現行		変更後
大阪府	8.22%	⇒	9.38%
京都府	8.19%	⇒	9.33%
兵庫県	8.20%	⇒	9.36%

	現行		変更後
滋賀県	8.18%	⇒	9.33%
奈良県	8.21%	⇒	9.35%
東京都	8.18%	⇒	9.32%

介護保険料率は全国一律で 1.50%（現行は 1.19%）に改定されます。社会保険料は原則翌月徴収ですので、4 月支給のお給料計算では徴収する保険料にご注意ください。

また、雇用保険についても改定がある見込みですが、改正案が成立次第お伝えいたします。

「確定申告ブログ」更新中です。 <http://www.e3-partners.com/kakutei/>

「イースリーパートナーズのみんなのブログ」も更新中です。 <http://e3-partners.seesaa.net/>